

随 時 記 者 発 表

項 目	令和4年度(2022年度)「北方領土の日」特別啓発期間の取り組みについて			
区 分 等	発 表	月 日 時 分	説明者	
	資料配布	1月20日 14時00分		
配布資料	なし			
発表要旨	日高振興局では2月7日の「北方領土の日」を含む1ヶ月間(1月21日～2月20日)を「北方領土の日」特別啓発期間として、次のとおり重点的な取り組みを実施します。 記 1 日高合同庁舎1階エントランスホールでの啓発 期間：令和5年1月21日(土)～令和5年2月20日(月) 概要：ポスターコンテスト入賞作品の展示、署名コーナーの設置及び啓発グッズの配布を行います。 2 全道一斉啓発活動 (1)当振興局では昨年度新型コロナウイルスの感染拡大により中止していた街頭啓発活動を2年ぶりに再開します。 日時：令和5年2月7日(火)16:00～17:00(予定) 場所：コープさっぽろパセオ堺町店 内容：ブースを設置して啓発グッズの配布及び署名の依頼を行います。 備考：新型コロナウイルスの感染状況等を考慮し、中止する場合があります。 (2)広報車を用いた管内広報を行います。 日時：令和5年2月7日(火)9:00～17:00(予定) 場所：日高管内各町 内容：広報車を用いて管内を走行しながら北方領土問題の啓発を行います。 備考：当日の天候により実施日の変更及び中止となる場合があります。 参考「北方領土の日」とは 北方領土問題に対する国民の関心と理解を深め、全国的な北方領土返還要求運動の推進を図るため、国は1981年(昭和56年)に2月7日を「北方領土の日」と決めました。 これは、1855年(安政元年)2月7日に伊豆の下田で「日魯通好条約」が調印され、日本とロシアとの国境が択捉島とウルップ島の間に平和裏に定められたことが由来となっています。			
報道に当たってのお願い	北方領土問題に関心を持っていただけるよう、取り組みを進めていきたいと考えているので、積極的な取材、報道等をお願いします。			
担 当	北海道日高振興局 総務課長 井上 香織 総務課総務係長 三塚 恵理 電話 0146-22-9041(直通)			